

令和2年2月20日

伊佐市長 隈元新様

伊佐市新庁舎建設検討委員会
委員長 小山雄資

伊佐市新庁舎建設基本計画（案）について（答申）

令和2年1月10日に諮問のありました伊佐市新庁舎建設基本計画（案）について、以下のとおり答申します。

1 はじめに

当委員会は、伊佐市新庁舎建設検討委員会設置要綱に基づき、伊佐市新庁舎の建設に関し必要な事項を調査審議するために設置され、平成30年3月26日に諮問のありました伊佐市新庁舎建設基本構想及び平成30年7月23日に諮問のありました伊佐市新庁舎建設候補地について、9回の会議を開催し、平成30年11月8日に答申を行いました。

その後、市において平成31年3月に伊佐市新庁舎建設基本構想が策定され、令和元年8月5日の第10回会議において基本構想をもとに市民や市職員らによるワークショップを開催することやパブリックコメントを実施することなどの基本計画の策定方針等についての説明を受け、令和2年1月10日の第11回会議において伊佐市新庁舎建設基本計画（案）について諮問されました。その諮問を受け、当委員会では4回の会議を開催し、専門的な見地や庁舎を利用する市民の視点から慎重に審議を重ねてきました。

その結果、計画案の構成及び各章における検討や方針、表現等については、ワークショップでの意見が反映されるなど概ね妥当であると評価したうえで、これらについて検討を要望する事項を答申として示します。

2 検討を要望する事項

(1) 計画案全体について

- ・専門的な用語については、注釈を加えるなどわかりやすい表現に努めること。
- ・地図等については、凡例や縮尺を加えるなどわかりやすい表現に努めること。

(2) 序章について

- ・本計画の位置づけについては、新庁舎建設に向けた基本的な考え方を整理するための3つの視点（「まちづくりの視点」、「庁舎建設の視点」、「公共施設マネジメントの視点」）が基本計画を策定するための重要な要素であることから、文章だけでなく図を取り入れて強調するなどし、重要な要素であることが十分に伝わるような表現に改めること。

(3) 第1章 新庁舎の建設地及び周辺の市有地等について

・市民ワークショップ参加者の年齢構成や男女比などの情報についても掲載すること。

(4) 第2章 新庁舎の整備方針について

・基本方針を導く整備目標については、市民や各種団体等の既存の諸活動の活性化を含む賑わいを育てていくことを想定しつつ、新庁舎の建設による効果がより広がりをもつような拠点形成を図りたいことから、「賑わいを創出する」を「賑わいを育む」に、「新たな賑わいを育む」を「新たな賑わいを育む拠点となる」に改めること。

・基本方針の体系図については、基本方針の「5) まちづくりとして有機的な働きをもたらす庁舎」が庁舎建設後のまちづくりにも関係するものでもあることから、矢印を用いて時間軸を表現するなど、庁舎整備後も継続的に取り組む方針として示されていることが理解できる表現に改めること。

・市民や各種団体等が参加できる運営手法を検討し、市民参加型の新庁舎づくりを図りたいことから、基本方針の「5) まちづくりとして有機的な働きをもたらす庁舎」の導入機能等の具体的な方針に「③市民参加型の施設運営」を加えること。

(5) 第3章 新庁舎に備える機能について

・基本方針の「5) まちづくりとして有機的な働きをもたらす庁舎」の導入機能等の具体的な方針「①まちづくりの拠点となる庁舎」については、新庁舎には伊佐市全体のまちづくりの拠点となる機能も求められることから、基本的な考え方に「また、各地区のコミュニティセンター等のまちづくりの核となる施設等との連携も図ります。」を加えること。

・基本方針の「5) まちづくりとして有機的な働きをもたらす庁舎」の導入機能等の具体的な方針に「③市民参加型の施設運営」を加えることから、導入に係る基本的な考え方として「市民や各種団体等が参加できる運営手法を検討し、市民参加型の新庁舎づくりを図ります。」を、備える機能・配慮点として「新庁舎に備わる市民交流スペースや会議室、ミーティングスペース等の運営（利用受付・イベント企画等）に民間企業や市民団体等（新たに発足する団体を含む）が携わる等、市民や各種団体が利用しやすく、市民参加型のまちづくりに寄与できる運営手法を検討します。」を加えること。

3 おわりに

基本構想並びに建設候補地及び基本計画について、およそ2年をかけて審議、答申し、当委員会の役割は終わることとなりますが、新庁舎の整備目標として望むとおり、新たな庁舎が、「みんなで時間を共有し、賑わいを育む伊佐市のシンボルとしての新庁舎」となり、いつまでも市民に愛される庁舎となることを心から期待します。